

【会社分割に係る事後開示書面】

(分割会社/会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後備置書面)

(承継会社/会社法第 801 条第 2 項及び会社法施行規則第 201 条に基づく事後備置書面)

2020 年 5 月 1 日

(吸収分割会社)

株式会社 GA technologies

代表取締役 樋口 龍

(吸収分割承継会社)

株式会社 RENOSY ASSET MANAGEMENT

代表取締役 永守 賢吉

株式会社 RENOSY ASSET MANAGEMENT（以下「承継会社」という。）は、2020 年 3 月 12 日付吸収分割契約（以下「本件契約」という。）に基づき、2020 年 5 月 1 日を効力発生日として、株式会社 GA technologies（以下「分割会社」という。）より、分割会社の賃貸管理事業（投資用マンション向けリノベーション事業を含み、以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務（但し、雇用契約を除く。）を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行いました。本件分割に関する事項は以下の通りです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020 年 5 月 1 日

2. 分割会社における法定手続の経過

① 吸収分割をやめることの請求

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づく簡易分割に該当するため、分割会社の株主は吸収分割をやめることの請求はできません。

② 反対株主の株式買取請求

上記①のとおり、本件分割は簡易分割であるため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

③ 新株予約権買取請求

分割会社は、新株予約権を発行していませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

④ 債権者異議手続

分割会社は、承継会社に承継される債務について、本件契約にて重疊的債務引受をしており
ますので、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に基づき、当該手続は行っておりません。

3. 承継会社における法定手続の経過

① 反対株主の株式買取請求

承継会社は、会社法第 796 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件分割を実施し、
また承継会社の発行済株式の全てを所有する分割会社は株式買取請求権を行使しませんでした。

② 債権者の異議

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 3 月 19 日付にて、
官報及び日刊紙により、債権者に対する公告を行いましたが、同条第 1 項の規定に従い異議
を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件分割の効力発生日である 2020 年 5 月 1 日をもって、分割会社から本件事業に
係るその資産、負債及び権利義務（但し、従業員の雇用契約を除きます。）を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

本件分割に係る変更登記は、2020 年 5 月 1 日に申請する予定です。

6. 本件分割に関する重要な事項

① 承継会社の資本金及び準備金に関する事項

本件分割の結果、承継会社の資本金及び準備金に変動はありません。

以上